

防犯カメラの設置費用を補助します

- 令和6年度 名取市防犯カメラ設置事業補助金 -

安全で安心な地域の実現を目指して、犯罪の発生する機会を減らすための環境整備を進めるため、防犯活動を行う地域の町内会や防犯団体等に対し、防犯カメラの設置に要する経費の一部を補助します。

対象団体

町内会、防犯団体等の地域団体や商店会団体

※地域において自主的な防犯活動を行っている団体が対象となります。



防犯カメラの設置等の条件

- ① 街頭犯罪(不法投棄を除く。)の発生の抑制を目的とするもの
- ② 道路、公園等の公共空間を撮影するもの
- ③ 常時撮影が可能で、録画機能があり、特定の場所に5年間以上継続して設置するもの

対象となる経費

防犯カメラを構成する機器の購入及び設置工事費、専用ポール設置工事費、ケーブル設置工事費、防犯カメラの設置を示す看板の購入及び設置費

補助率・補助限度額

補助対象経費の4分の3とし、防犯カメラ1台の設置につき、30万円を上限とし、
1団体 2台まで

事前申請受付期間

令和6年4月1日(月)から 12月31日(火)まで

※ 先着順ではありませんので、上記期間中に申請してください。

申請先・問い合わせ先

名取市増田字柳田80(名取市役所庁舎4階)

名取市総務部防災安全課 ☎022-724-7164(直通)

【補助金申請から交付までの流れ】

注意 防犯カメラの購入、設置前に事前申請を行います。

① 事前申請受付(仮申込)【4月3日～6月2日】

- ・設置にかかる地域の合意形成
- ・撮影範囲(設置場所を管轄する警察署生活安全課へ相談)
- ・設置場所(民有地以外の場合、各管理者(※)へ設置相談)
- ・設置にかかる経費(機器購入費、工事費用等)の見積り



② 内示【6月下旬】

- ・事前申請した団体へ補助金の内示を行います。
- ・予算額を上回る場合は、補助対象団体及び対象台数等を調整します。



③ 申請準備

- ・設置場所にかかる所有者からの同意・道路や公園等の公共施設へ設置する場合、各管理者へ許可申請
- ・防犯カメラの運用に関し設置運用基準等の作成(宮城県「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」を参考とする。)



④ 補助申請【6月下旬から12月ころ】

- ・補助金交付申請書及び添付書類の提出



⑤ 補助金交付決定【交付申請後に随時決定】

- ・申請団体に補助金交付決定通知を送付します。
- ・補助金決定通知日以降に防犯カメラの設置工事を開始すること。



⑥ 設置工事の実施

- ・防犯カメラの設置工事を開始



⑦ 実績報告・交付請求・精算

- ・実績報告書及び添付書類の提出
- ・交付請求・精算